

第2次 熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直しについての概要

1 中間見直しの経緯

現計画は、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）の8年間を計画期間としているが、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行うこととしている。

計画の策定から4年が経過したが、この間、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など新たな人権課題が浮彫りになるなど社会情勢が変化していること、人権に関する法整備がなされていること、熊本市第7次総合計画（平成28年（2016年）～）が令和5年度（2023年度）で終期を迎え次期総合計画との整合性を図る必要性があることなどから、本年度、中間見直しを行うこととする。

2 中間見直しの考え方及び手法

中間見直しにあたっては、現計画との連続性を考慮しつつ、以下の視点から検討する。

- ① 現在の第2次熊本市人権教育・啓発基本計画の進捗状況
→推進会議（第1回）で意見聴取
- ② 人権に関連した法令等の整備の反映
→事務局で素案を作成後、推進会議（第2回予定）で報告及び意見聴取
- ③ 人権を取り巻く社会情勢の変化の反映
→事務局で素案を作成後、推進会議（第2回予定）で報告及び意見聴取
- ④ 人権課題に関する市民意識調査※¹の結果の反映
→事務局で分析・検証し、推進会議（第2回予定）で報告及び意見聴取
- ⑤ 次期総合計画と整合性を図る
→次期総合計画策定の進捗状況を見極めながら、事務局で素案に盛り込み、推進会議（第2回以降予定）で報告
- ⑥ パブリックコメント（令和6年1月実施予定）の意見の反映
→事務局で素案を修正後、推進会議（第3回予定）で報告

※1 市民意識調査の概要

調査期間：令和5年6月末送付。7月31日回答期限。

対象者：住民基本台帳から満20歳～69歳までの市民2,000人を無作為抽出

設問数：人権に関する設問42問

前回調査：(H30)有効回収数749(郵送646件、web103件)

有効回収率37.5%

3 中間見直しの体制

(1) 庁内組織

① 庁内プロジェクトチーム

【熊本市人権施策推進部会設置要綱】(抜粋)

第4条 部会に、人権施策に係る具体的な事案を調査、研究するためのプロジェクトチームを置くことができる。

② 熊本市人権施策推進本部(市長が本部長)

③ 熊本市人権施策推進本部幹事会(局主管課長)

【熊本市人権施策推進本部等に関する訓令】(抜粋)

第1条 市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、市政のあらゆる分野で人権尊重を基調とした施策を総合的かつ効果的に推進するため、熊本市人権施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する

第6条 本部に幹事会を置く。

(2) 外部組織

① 熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議

【熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議の開催に関する要綱】(抜粋)

第2条 推進会議は次に掲げる事項について、出席者からの意見を聴き、又は出席者との意見交換を行うものとする。

- (1) 熊本市人権教育・啓発基本計画の進捗状況及びその効果に関すること。
- (2) 人権教育、啓発の取組に関すること。
- (3) 熊本市人権教育・啓発基本計画の見直しに関すること。
- (4) その他人権教育、啓発の推進に関して有益と認められる事項。

4 中間見直しのスケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・ 庁内プロジェクトチーム発起	・ 市民意識調査実施	・ 第1回基本計画推進会議	・ 市民意識調査集計値速報	・ 人権施策推進本部幹事会	・ 第2回基本計画推進会議 ・ 人権施策推進本部会議	・ 第四回定例会 素案報告	・ パブリックコメントの実施	・ 第3回基本計画推進会議 ・ 人権施策推進本部会議	・ 策定 ・ 第一回定例会 計画案報告